

第78回定例会

伊方町議会会議録

NO.2

令和6年9月18日 開会

伊方町議会

第 78 回伊方町議会定例会会議録(第 2 号)

招集年月日	令和 6 年 9 月 18 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	9 月 18 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 6 番 清家慎太郎 7 番 福島 大朝 8 番 山本 吉昭 9 番 小泉 和也 10 番 中村 敏彦 11 番 吉川 保吉 12 番 阿部 吉馬 13 番 菊池 隼人
欠席議員	なし
欠 員	14 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 浅海 恒成
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 補 佐 篠澤 隆之 長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 瀬 戸 支 所 長 三好 要 建 設 課 長 辻 龍彦 会 計 管 理 者 三好 利文 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 上 下 水 道 課 長 山内 清秀 中 央 公 民 館 長 山本 宏貴
町長提出議案の項目	議案第 56 号 令和 5 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第 57 号 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 58 号 令和 5 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 59 号 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 60 号 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 61 号 令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 62 号 令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 63 号 令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 64 号 令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 65 号 令和 5 年度伊方町水道事業会計決算認定について 議案第 66 号 令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）

	<p>議案第 67 号 令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算</p> <p>議案第 68 号 令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 69 号 令和 6 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 70 号 令和 6 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 71 号 令和 6 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 72 号 令和 6 年度伊方町下水道事業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 73 号 伊方町国民健康保険瀬戸診療所消火設備設置工事請負契約の締結について</p> <p>議案第 74 号 残土置き場造成工事請負契約の締結について</p> <p>議案第 75 号 川之浜地区法面对策工事請負契約の締結について</p> <p>議案第 76 号 伊方町国民健康保険瀬戸診療所医療機器の取得について</p> <p>議案第 77 号 八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八幡浜地区施設事務組合規約の変更について</p> <p>議案第 78 号 八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について</p> <p>議案第 79 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <p>議案第 80 号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について</p> <p>議案第 81 号 人権擁護委員の推せんについて</p> <p>議案第 82 号 人権擁護委員の推せんについて</p> <p>議案第 83 号 人権擁護委員の推せんについて</p> <p>議案第 84 号 瀬戸アグリトピア宿泊棟改修工事請負契約の締結について</p> <p>議案第 85 号 伊方町デイサービスセンターの指定管理者の再指定について</p> <p>議案第 86 号 伊方在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について</p>
議員提出議案の項目	<p>伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について（発議第 2 号）</p> <p>伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について（発議第 3 号）</p> <p>防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について（発議第 4 号）</p>
委員会提出議案の項目	なし
その他	<p>議会運営委員会の閉会中の継続調査の件</p> <p>原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件</p> <p>議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件</p> <p>公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件</p> <p>観光事業対策特別委員会の閉会中の継続調査の件</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	<p>11 番 吉川保吉議員</p> <p>12 番 阿部吉馬議員</p>

伊方町議会第 78 回定例会議事日程（第 2 号）

令和 6 年 9 月 18 日(水)
午前 10 時 00 分 開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 常任委員会付託案件審議結果報告

令和 5 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について (議案第 56 号)
(総務文教厚生・産業建設常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 57 号)
(総務文教厚生常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 58 号)
(総務文教厚生常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 59 号)
(総務文教厚生常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 60 号)
(総務文教厚生常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 61 号)
(産業建設常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 62 号)
(産業建設常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 63 号)
(産業建設常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について (議案第 64 号)
(産業建設常任委員会委員長報告)

令和 5 年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第 65 号)
(産業建設常任委員会委員長報告)

第 3 令和 6 年度伊方町一般会計補正予算 (第 4 号) (議案第 66 号)

第 4 令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (議案第 67 号)

第 5 令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 68 号)

第 6 令和 6 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 69 号)

第 7 令和 6 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) (議案第 70 号)

第 8 令和 6 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (議案第 71 号)

- 第 9 令和 6 年度伊方町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) (議案第 72 号)
- 第 10 伊方町国民健康保険瀬戸診療所消火設備設置工事請負契約の締結について (議案第 73 号)
- 第 11 残土置き場造成工事請負契約の締結について (議案第 74 号)
- 第 12 川之浜地区法対策工事請負契約の締結について (議案第 75 号)
- 第 13 伊方町国民健康保険瀬戸診療所医療機器の取得について (議案第 76 号)
- 第 14 八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八幡浜地区施設事務組合規約の変更について (議案第 77 号)
- 第 15 八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について (議案第 78 号)
- 第 16 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (議案第 79 号)
- 第 17 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について (議案第 80 号)
- 第 18 人権擁護委員の推せんについて (議案第 81 号)
- 第 19 人権擁護委員の推せんについて (議案第 82 号)
- 第 20 人権擁護委員の推せんについて (議案第 83 号)
- 第 21 瀬戸アグリトピア宿泊棟改修工事請負契約の締結について (議案第 84 号)
- 第 22 伊方町デイサービスセンターの指定管理者の再指定について (議案第 85 号)
- 第 23 伊方在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について (議案第 86 号)
- 第 24 伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について (発議第 2 号)
- 第 25 伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について (発議第 3 号)
- 第 26 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について (発議第 4 号)
- 第 27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 28 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 29 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 30 公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 31 観光事業対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

1 閉会 宣 告

再開宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第78回定例会を再開いたします。只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（菊池隼人） 「議事日程報告」を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してありとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、10日の本会議と同様、11番 吉川保吉議員、12番 阿部吉馬議員を指名いたします。

議案第56号から議案第65号

○議長（菊池隼人） 日程第2「常任委員会付託案件審議結果報告」を行います。

「令和5年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について（議案第56号）」から、「令和5年度伊方町水道事業会計決算認定について（議案第65号）」までの決算関係10議案は、10日の本会議において、総務文教厚生、産業建設の各常任委員会付託となり、13日に開催されました各常任委員会において、審議が終了しておりますので、この際、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生委員長（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家委員長

○総務文教厚生委員長（清家慎太郎） 総務文教厚生常任委員会の審議結果を報告いたします。

去る、9月10日に開催された第78回定例会において、議案第56号「令和5年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」中、当常任委員会に付託された部分並びに当常任委員会所管により付託となった議案第57号「令和5年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「令和5年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第59号「令和5年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」及び議案第60号「令和5年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審議をするため、9月13日に総務文教厚生常任委員会を開催いたしました。

以下、その審議結果を報告いたしますが、他の常任委員会との合同でありますので、審議の具体的な内容につきましては、報告を省略させていただきます。

当日は、町長をはじめ各担当課長の出席を求め、総合政策課長の概要説明の後、質疑を行い、慎

重に審議を行いました。

審議の終結後に諮った結果、議案第 56 号「令和 5 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」中、当常任委員会に付託された部分並びに当常任委員会所管により付託された議案第 57 号「令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第 58 号「令和 5 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第 59 号「令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」及び議案第 60 号「令和 5 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、総務文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（菊池隼人） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（高月芳人） 議長

○議長（菊池隼人） 高月委員長

○産業建設委員長（高月芳人） それでは、産業建設常任委員会の審議結果を報告いたします。

去る、9 月 10 日に開催された第 78 回定例会において、議案第 61 号「令和 5 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」中、当常任委員会に付託された部分並びに当常任委員会所管による付託となった議案第 62 号「令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第 63 号「令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第 63 号「令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第 64 号「令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び議案第 65 号「令和 5 年度伊方町水道事業会計決算認定について」の審議をするため、9 月 13 日に産業建設常任委員会を開催いたしました。

以下、その審議結果を報告いたしますが、他の常任委員会との合同でありますので、審議の具体的な内容につきましては、報告を省略させていただきます。

当日は、町長をはじめ各担当課長などの出席を求め、総合政策課長の概要説明の後、質疑を行い、慎重に審議を行いました。

審議の終結後に諮った結果、議案第 56 号「令和 5 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」中、当常任委員会に付託された部分並びに当常任委員会所管により付託された議案第 61 号「令和 5 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第 62 号「令和 5 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第 63 号「令和 5 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第 64 号「令和 5 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び議案第 65 号「令和 5 年度伊方町水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（菊池隼人） お諮りいたします。令和 5 年度の決算関係 10 議案につきましては、只今の各委員長報告のとおり、合同常任委員会において、既に審議を終了しておりますので、この際討論を省略して、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議

なしと認め、採決いたします。

お諮りいたします。「令和5年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第56号から「令和5年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第65号までの決算関係10議案は、只今の各委員長報告に基づき、いずれも原案のとおり認定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第65号までの決算関係10議案は、いずれも原案のとおり認定されました。

議案第66号

○議長（菊池隼人） 日程第3「令和6年度伊方町一般会計補正予算（第4号）」議案第66号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第66号、令和6年度伊方町一般会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ3億1,545万1千円を追加し、総額を109億3,567万8千円とするものであります。

歳出の主なものとして、2款総務費については、前年度決算に係る実質収支額の2分の1以上の積立てを行うための財政調整基金積立金1億5,100万円、役場庁舎を安全かつ継続的に使用するための改修にかかる設計委託費1,347万5千円を計上いたしております。

4款衛生費については、新型コロナ定期接種費用の増額に伴う、追加経費1,660万円を計上いたしております。

8款土木費については、空き家解体撤去補助金の申請者の増加に対応するための追加経費1,148万6千円を計上いたしております。

9款消防費については、災害時に備えた生活用水確保のための水源対策支援費2千万円を計上いたしております。

10款教育費については、瀬戸町民センターのエレベーター設備更新事業費3,031万6千円、伊方町民グラウンドを有効に活用するための基本設計費1,474万円を計上いたしております。

以上、歳出の主な内容の説明といたします。

これに対します歳入の主なものは、1款町税、2項固定資産税については、5,890万3千円を増額いたしております。

10款地方交付税、1項地方交付税については、普通地方交付税2億3,147万7千円を増額いたしております。

16款財産収入、1項財産運用収入については、三崎ウィンド・パワー出資配当金3千万円を計上

いたしております。

18 款繰入金、2 項基金繰入金については、電源施設維持基金繰入金 2,673 万円を追加し、財政調整基金繰入金 3 億 7,353 万円を減額いたしております。

19 款繰越金、1 項繰越金については、決算に伴う前年度繰越金 3 億 47 万 1 千円を計上いたしております。

20 款諸収入、6 項受託事業収入については、新型コロナ定期接種事業の財源として、ワクチン確保事業助成金 1,660 万円を計上いたしております。

21 款町債、1 項町債については、過疎対策事業債 1,140 万円を計上いたしております。

以上、令和 6 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）の主な内容の説明とさせていただきます。

なお、詳細について、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）

異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。 頁番号は、右下となります。

予算書の 17 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費 （17 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費 （17 頁～20 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費 （20 頁～21 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費 （1 頁～22 頁） 質疑ありませんか。

4 項 選挙費 （22 頁） 質疑ありませんか。

6 項 監査委員費 （22 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費 （22 頁～24 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費 （24 頁～25 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費 （25 頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費 （25 頁～27 頁） 質疑ありませんか。

2 項 清掃費 （27 頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費 （28 頁） 質疑ありませんか。

2 項 林業費 （29 頁） 質疑ありませんか。

3 項 水産業費 （29 頁） 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費 (29 頁～30 頁) 質疑ありませんか。

8 款 土木費

1 項 土木管理費 (30 頁～31 頁) 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費 (31 頁) 質疑ありませんか。

4 項 住宅費 (32 頁) 質疑ありませんか。

5 項 公園費 (32 頁) 質疑ありませんか。

7 項 集会所費 (32 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費 (32 頁～33 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

1 項 教育総務費 (33 頁～34 頁) 質疑ありませんか。

2 項 小学校費 (34 頁) 質疑ありませんか。

3 項 中学校費 (34 頁～35 頁) 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費 (35 頁～37 頁) 質疑ありませんか。

○議員 (山本吉昭) 議長

○議長 (菊池隼人) 山本議員

○議員 (山本吉昭) 36 頁の工事請負費、佐田岬ミュージアム屋根防水改修工事となってるんですけど、先般、1 周年記念でイベントとかやったんですけども、なんかあまりにもどういう原因なのか。工事をして1 年も経たずにこういう工事をしなくちゃいけないというのは、責任の所在っていうのはどこにあるのか、施行のミスでこういうことになったのか、それをちょっとお願いします。

○教育委員会事務局長 (阿部茂之) 議長

○議長 (菊池隼人) 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長 (阿部茂之) 山本議員のご質問の件でございますが、今回、雨漏りが発覚しましたのが、改築を行った部分の雨漏りでございます。改築時に、「その防水シートがまだ十分持たろう」という町側の判断で、防水シート張替えを行っていなかったところが、今回、雨漏りをしたということが、発覚しました。

直接の原因といたしましては、雨樋にゴミが詰まって、その天井部分に水が少し溜まってしまったために、そこから雨漏りしてしまったのが原因でございます。

以上です。

○議長 (菊池隼人) 他、質疑ございませんか。(「なし」の発言あり)

5 項 保健体育費 (37 頁～38 頁) 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

3 項 農林水産施設災害復旧費 (38 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。11 頁をお開きください。

1款 町税

- 1 項 町民税 (11 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 固定資産税 (11 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 軽自動車税 (11 頁) 質疑ありませんか。

10 款 地方交付税

- 1 項 地方交付税 (11 頁) 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

- 1 項 国庫負担金 (11 頁～12 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 国庫補助金 (12 頁) 質疑ありませんか。

15 款 県支出金

- 1 項 県負担金 (12 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 県補助金 (13 頁) 質疑ありませんか。

16 款 財産収入

- 1 項 財産運用収入 (13 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 財産売却収入 (13 頁) 質疑ありませんか。

○議員(田村義孝) 議長

○議長(菊池隼人) 田村議員

○議員(田村義孝) 16 款財産収入ですが、参考までにお伺いしたいんですが、減額償却が終わって儲けが千円ということだと思えますけど、何を売却されたのか、お尋ねいたします。

○総合政策課長(谷村栄樹) 議長

○議長(菊池隼人) 総合政策課長

○総合政策課長(谷村栄樹) 公有財産の売却収入についてなんですけど、今年度から、観光庁オークションというものを始めました。それで、町有財産を売り払うようなシステムなんですけど、これはまだ始まったばかりなので、とりあえず頭出しの予算として、千円を計上いたしております。以上です。

○議長(菊池隼人) 他、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

17 款 寄附金

- 1 項 寄附金 (13 頁～14 頁) 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

- 2 項 基金繰入金 (14 頁) 質疑ありませんか。

19 款 繰越金

- 1 項 繰越金 (14 頁) 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

- 6 項 受託事業収入 (14 頁) 質疑ありませんか。
- 7 項 雑入 (14 頁～15 頁) 質疑ありませんか。

21 款 町債

1 項 町債 (15 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。

次いで、表紙に帰って、「(債務負担行為の補正 第 2 条 第 2 表)」、第 2 表は、6 頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第 3 条 第 3 表」、第 3 表は、7 頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

この補正予算全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

これより、議案第 66 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号、令和 6 年度伊方町一般会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。

議案第 67 号

○議長(菊池隼人) 日程第 4「令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」議案第 67 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長(山下博文) 議長

○議長(菊池隼人) 町民課長

○町民課長(山下博文) 議案第 67 号、令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、504 万 3 千円を追加し、総額を 18 億 596 万 3 千円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、938 万 1 千円を減額し、総額を 5 億 1,427 万円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、資料は、右下の頁番号、10 頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事異動に伴う人件費の補正などで、合計 56 万 4 千円を増額しております。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分と、2 目退職被保険者等医療給付費分は、愛媛県からの確定通知に基づき、合計 17 万 4 千円を減額しております。

11 頁をお願いいたします。

10 款 1 項 1 目予備費、465 万 6 千円増額としております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、8 頁をお願いいたします。

3 款 1 項 2 目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 27 万 5 千円を計上しております。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金など、合計 30 万円の増額としております。

7 款 1 項 1 目繰越金、前年度繰越金分 446 万 8 千円を増額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、32 頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、給与改定に伴う人件費の補正、診療所備品などで、合計 82 万 9 千円を増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、30 頁をお願いいたします。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、83 万 7 千円を増額しております。

瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、41 頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事異動に伴う人件費の補正、消火設備設置工事監理委託 159 万 5 千円などを計上し、合計で 861 万 1 千円を減額しております

次に歳入について、ご説明いたしますので、39 頁をお願いいたします。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、861 万 1 千円を減額しております。

串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、50 頁をお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事異動に伴う人件費の補正分、合計 160 万 7 千円を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、48 頁をお願いいたします。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、160 万 7 千円を減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 67 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号、令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 68 号

○議長（菊池隼人） 日程第 5「令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 68 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 68 号、令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、46万1千円を追加し、総額を2億1,077万7千円とするものでございます。

それでは、歳出より主なもののご説明をいたしますので、資料は、右下の頁番号、9頁をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人事異動に伴う人件費の補正分、合計46万1千円を増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、7頁をお願いいたします。

2款1項1目事務費繰入金、22万2千円を減額しております。

4款1項1目繰越金、前年度繰越金分68万3千円を計上しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第68号、令和6年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第69号

○議長（菊池隼人） 日程第6「令和6年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）」議案第69号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第69号、令和6年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,203万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億7,159万2千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ370万5千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,486万3千円とするものでございます。

それでは、補正予算の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、資料12頁をお願いいたします。

今回の補正は、令和5年度介護保険特別会計保険事業勘定の決算に伴う繰越金と、令和5年度に交付を受けた補助金や交付金等の精算の結果必要となった返還金、介護保険料の改定に対応した介護給付費準備基金繰入金の計上のための予算を中心とした補正でございます。

2款2項介護予防サービス等諸費から、4項高額介護サービス等費につきましては、給付実績見

込みにより補正計上しております。

13 頁、5 款地域支援事業費につきましては、事業費の増と人件費実績見込みにより補正計上いたしております。

9 款 1 項 2 目、償還金につきましては、令和 5 年度に概算交付を受けた補助金や交付金等の精算により生じた返還金、2,866 万 4 千円を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8 頁をお願いいたします。

4 款 1 項国庫負担金から、10 頁、8 款 1 項一般会計繰入金につきましては、介護給付費等見込額の増に対して、それぞれの負担割合を乗じた額を計上しております。

8 款 2 項基金繰入金につきましては、介護保険料改定に対応するため、介護給付費準備基金繰入金 625 万 6 千円を計上いたしております。

10 款 1 項 1 目繰越金は、令和 5 年度決算に伴う繰越金 2,336 万 6 千円を計上いたしております。

次に介護サービス事業勘定の歳出について説明いたしますので 31 頁をお願いいたします。

1 款 1 項介護予防サービス事業費につきましては、人件費の実績見込みにより 370 万 5 千円を減額しております。

これに係る歳入ですが、29 頁をお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては歳出に合わせまして、370 万 5 千円を減額しております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号、令和 6 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 70 号

○議長（菊池隼人） 日程第 7「令和 6 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 70 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（田所孝之） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（田所孝之） 議案第 70 号、令和 6 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回、歳入歳出それぞれ3,814万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,935万円とするものでございます。

まず、歳入からご説明いたしますので、資料右下7頁をお開きください。

4款1項1目繰越金3,814万5千円は、令和5年度決算による前年度繰越金でございます。

次に、歳出をご説明いたしますので、9頁をお開きください。

1款1項1目風力発電施設管理費の14節工事請負費3,814万5千円は、歳入補正額により増額するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第70号、令和6年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第71号

○議長（菊池隼人） 日程第8「令和6年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号）」議案第71号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第71号、令和6年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

右下頁、1頁をお願いします。

第2条の収益的支出ですが、第1款第1項営業費用を259万7千円増額し、水道事業費用総額を4億996万4千円にするものです。

次の頁をお願いします。

第3条は、予算第4条の資本的支出額に対し不足する、1億6,455万6千円の補填について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,726万3千円、過年度分損益勘定留保資金1億4,729万3千円に補正しています。

資本的支出ですが、第1款第1項建設改良費を400万円増額し、資本的支出の総額を2億495万1千円にするものです。

第4条職員給与費について、職員の人事異動に伴い198万円増額しております。

次に予算に関する説明書 右下の頁、4頁をお願いします。

収益的支出ですが、第1款1項の営業費用におきましては、2目配水及び給水費4万3千円増額4目総係費255万4千円増額しております。

主なものは、人件費と経営戦略改定に係る委託料です。

右下の頁、5頁をお開きください。

資本的支出ですが、第1款1項1目水道施設改良費におきまして、減圧弁2ヵ所（河内、大成）の改修のため工事請負費400万円増額しています。

以下、右下頁、6頁からは補正予算実施計画明細書を、9頁以降から令和6年度予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第71号、令和6年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

議案第72号

○議長（菊池隼人） 日程第9「令和6年度伊方町下水道事業会計補正予算（第1号）」議案第72号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第72号、令和6年度伊方町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明いたします。

右下頁、1頁をお願いします。

収益的支出ですが、第1款第1項営業費用を675万3千円減額、特別損失を49万5千円減額し、総額を3億9,278万2千円にするものです。

次の頁をお願いします。

第3条は、予算第4条の資本的支出額に対し不足する額1億3,159万7千円の補填について、引継金1,116万4千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31万7千円、当年度分損益勘定留保資金9,375万1千円、当年度利益剰余金処分量2,633万5千円に補正しています。

資本的支出ですが、第1款、第1項、建設改良費を352万6千円増額し、総額を1億8,838万7千円にするものです。

第4条は、予算第4条の2に定めた特例的収入及び支出の予定額111万4千円を135万1千円に、4,312万7千円を4,246万9千円に補正しています。

第5条職員給与費について、職員の人事異動に伴い503万2千円減額しております。

次に予算に関する説明書 右下の頁、4頁をお願いします。

収益的支出ですが、第1項営業費用におきまして、675万3千円を減額しています。内容は、1目管きょ費は、管路・マンホール内調査器具購入のため70万4千円増額、3目処理場費は、実績見込みとして292万円の減額、5目総係費は、人事異動に伴う人件費調整のため453万7千円の減額です。

第3項特別損失におきましては、49万5千円を減額しています。

内容は、地方公営企業法適用前の期末勤勉手当及び共済組合負担金です。

右下頁、5頁をお願いします。

資本的収入及び支出の、資本的支出におきまして、352万6千円を増額しています。内容は、1目污水管きょ施設建設改良費は、鳥津地区内のマンホール蓋更新、2目処理場施設建設改良費は、田之浦処理場のポンプ更新、3目ポンプ場施設建設改良費は、大成処理場の水位計の更新のための増額です。

以下、右下頁、6頁からは補正予算実施計画書明細書を、8頁以降から令和6年度予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第72号、令和6年度伊方町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議案第73号

○議長（菊池隼人） 日程第10「伊方町国民健康保険瀬戸診療所消火設備設置工事請負契約の締結について」議案第73号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第73号、伊方町国民健康保険瀬戸診療所消火設備設置工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本工事は、消防法の改正により、有床診療所にスプリンクラー設備の設置が義務付けられたため、瀬戸診療所にスプリンクラー設備を設置するものでございます。

工事の概要につきましては、改修工事、撤去工事等の建築主体工事と防災監視盤設備工事、スプリンクラー設備工事の機械設備工事一式でございます。

去る8月8日に制限付一般競争入札を実施した結果、伊方電気工事株式会社が6,380万円で落札したものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第73号、伊方町国民健康保険瀬戸診療所消火設備設置工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案第74号

○議長（菊池隼人） 日程第11「残土置き場造成工事請負契約の締結について」議案第74号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 議案第74号、残土置き場造成工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本事業は現在、公共事業から発生する建設発生土等の処理に苦慮していることから、残土置き場を造成する事業で、今後発生する建設発生土及び災害土砂の運搬先を確保することで安定的な処理を可能とし、円滑な事業の促進を図るものであります。

主な工事概要は、補強土壁工225㎡、2号山留ブロック積工38㎡、3号沈砂池(仮設)を施行する計画で、別紙図面のとおり実施するものです。

去る8月8日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社堀保組が7,007万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和7年3月25日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第74号、残土置き場造成工事請負契約の締結について、原案のとおり可決されました。

議案第75号

○議長（菊池隼人） 日程第12「川之浜地区法面对策工事請負契約の締結について」議案第75号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（菊池隼人） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 議案第75号、川之浜地区法面对策工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は伊方地域境界から三崎地域境界までの宇和海側を走る、全長約14.4kmの町道で、集落間を接続する主要幹線であり、主要物流経路及び地域防災計画における主要道路にも位置付けられている重要な生活道路ではありますが、地滑りの要因により道路の一部が沈下し交通に支障を来している状況であります。

これらを解消するため、今回計画いたします区間は、塩成地区と川之浜地区の中間付近70m区間の法面对策工事を実施するものであります。

主な工事概要は、道路の海手側の法面を対象に、地すべり抑止工事として、アンカー工42本を施工する計画で、別紙図面のとおり実施するものです。

去る8月8日に制限付一般競争入札を実施した結果、藤川建設有限会社が、7,359万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和7年3月25日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第75号、川之浜地区法面对策工事請負契約の締結について、原案のとおり可決されました。

議案第76号

○議長（菊池隼人） 日程第13「伊方町国民健康保険瀬戸診療所医療機器の取得について」議案第

76号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 76 号、伊方町国民健康保険瀬戸診療所医療機器の取得について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、瀬戸診療所の電子内視鏡システムを更新することで、故障のリスクを減らし、より安全で円滑な検査の実施に努めるとともに、患者の負担軽減及び医療の質の向上を図ろうとするものでございます。

事業概要につきましては、電子内視鏡システム一式を整備するものでございます。

去る 7 月 25 日に制限付一般競争入札を実施した結果、小西医療器株式会社松山営業所が、2,134 万円で落札したものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 76 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号、伊方町国民健康保険瀬戸診療所医療機器の取得について、原案のとおり可決されました。

議案第 77 号・議案第 78 号

○議長（菊池隼人） 日程第 14「八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八幡浜地区施設事務組合規約の変更について」議案第 77 号及び「八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について」議案第 78 号の 2 件は、同一の事務組合に係るもので、関連がありますので、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

ただし、採決は 1 件ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 77 号、八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八幡浜地区施設事務組合規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

この議案は、令和 7 年 3 月 31 日をもって、八幡浜地区施設事務組合の構成団体である西予市を脱退させ、八幡浜地区施設事務組合規約を変更することについて関係市町と協議する必要がありますので、提案させていただくものです。

改正内容は、新旧対照表に記載のとおりですが、主なものは、組合を組織する地方公共団体の数及び組合議会の議員定数の変更と、特別養護老人ホーム並びに、次救急休日・夜間診療所の整備、一運営及び管理費の負担割合の変更、及び消防事業に関する負担割合の変更でございます。

なお、この規約は、令和7年4月1日から施行される予定です。

次に、議案第78号、八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について、ご説明いたします。

この議案についても、令和7年3月31日をもって八幡浜地区施設事務組合の構成団体である西予市が脱退することに伴う八幡浜地区施設事務組合の財産処分について、関係市町と協議のうえ定める必要ありますので、提案させていただくものです。

西予市に帰属させる建物及び現金は、協議書（案）に記載のとおりでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第77号、八幡浜地区施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八幡浜地区施設事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第78号、八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。

議案第79号

○議長（菊池隼人） 日程第16「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」議案第79号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第79号、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて協議するため、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるため、ご提案するものでございます。

改正内容の概要でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和6年

12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第79号、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第80号

○議長（菊池隼人） 日程第17「愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」議案第80号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第80号、媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を変更することについて協議するため、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるため、ご提案するものでございます。

改正内容の概要でございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、共同処理する事務に森林環境税の滞納処分等を加えるため、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第80号、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、原案のとおり可決されました。

議案第81号

○議長（菊池隼人） 日程18「人権擁護委員の推せんについて」議案第81号を議題といたします。議案を書記に配布させます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 81 号、人権擁護委員の推せんについて、提案理由をご説明いたします。

議案第 81 号は、松田光一氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期が満了となるため、その後任として、山口千穂氏を委員として推せんいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条の規定により議会の意見を求めるものでございます。

山口千穂氏は、平成 13 年から平成 21 年までの 8 年間、愛媛県教育委員会の委員を勤められました。また、平成 23 年から平成 31 年までの 8 年間は、伊方町教育委員会の委員として、町教育行政の推進に尽力されてこられました。

現在は、民生児童委員として活動されており、地域住民からも信頼も厚く、委員として適任者であると判断し、今回、ご提案を申し上げた次第でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 81 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号、人権擁護委員の推せんについて、原案のとおり同意されました。

議案第 82 号

○議長（菊池隼人） 日程 19「人権擁護委員の推せんについて」議案第 82 号を議題といたします。議案を書記に配布させます。

福島大朝議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 82 号、人権擁護委員の推せんについて、提案理由をご説明いたします。

議案第 82 号は、緒方二三子氏が令和 6 年 12 月 31 日をもって任期が満了となるため、その後任として、佐々木善恵氏を委員に推せんいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条の規定により議会の意見を求める。

佐々木善恵氏は昭和 53 年に瀬戸町役場に入庁され、平成 18 年に退職されるまで、保育士として職務に従事されました。地域の社会の実情に通じるとともに、社会貢献においても積極的であり、

周囲からの人望も厚く、適任者であると判断をし、今回、ご提案申し上げた次第でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 82 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第82号、人権擁護委員の推せんについて、原案のとおり同意されました。

福島議員の入場を求めます。

議案第 83 号

○議長（菊池隼人） 日程 20「人権擁護委員の推せんについて」議案第 81 号を議題といたします。議案を書記に配布させます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 83 号、人権擁護委員の推せんについて、提案理由をご説明いたします。

議案第 83 号は、宇都宮喜美子氏が令和 6 年 12 月 31 日をもって任期が満了となるため、その後任として、山口喜久雄氏を委員に推せんいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条の規定により議会の意見を求める。

山口喜久雄氏は平成 9 から令和 5 年までの 26 年間、伊方町社会福祉協議会で勤務をされ、事務局長として職務に従事されました。在職中は、高齢者や障がい者に対する人権課題等に取り組んでこられました。人権擁護についての理解が深く、本人の意欲も十分であることから、適任だと判断をいたしました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 83 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第83号、人権擁護委員の推せんについて、原案のとおり同意されました。

議案第 84 号

○議長（菊池隼人） 日程第21「瀬戸アグリトピア宿泊棟改修工事請負契約の締結について」議案

第84号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（林栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林栄作） 議案第 84 号、瀬戸アグリトピア宿泊棟改修工事請負契約の締結について提案理由をご説明いたします。

本工事は、瀬戸アグリトピア宿泊棟 10 棟のうち劣化が著しい 5 棟について、劣化部の修繕及び魅力向上を図るため、改修工事を行うものであります。

工事の概要につきましては、建築一式 5 棟、構造は木造で、従来軸組 CLT 屋根及び内装でございます。

去る 8 月 29 日に、制限付一般競争入札を実施した結果、堀田建設株式会社伊方支店が 1 億 8 千 975 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 7 年 3 月 31 日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 84 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第84号、瀬戸アグリトピア宿泊棟改修工事請負契約の締結について、原案のとおり可決されました。

議案第 85 号

○議長（菊池隼人） 日程第 22「伊方町デイサービスセンターの指定管理者の再指定について」議案第 85 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 85 号、伊方町デイサービスセンターの指定管理者の再指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、当該施設の指定管理業務の範囲が大幅に変更となることに伴い、指定管理者を再指定する必要があるため、伊方町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 8 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。伊方町デイサービスセンター条例の規定に基づき、施設の効率的、効果的な運営を目指してまいります。

提案しております、指定管理者につきましては、社会福祉法人伊方町社会福祉協議会を再指定し、

令和6年月11月1日から令和9年3月31日まで、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第85号、伊方町デイサービスセンターの指定管理者の再指定について、原案のとおり可決されました。

議案第86号

○議長（菊池隼人） 日程第23「伊方在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について」議案第86号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第86号、伊方在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について提案理由をご説明いたします。

本案は、当該施設の新設に伴い、伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の規定に基づき、来年度からの指定管理者を定め、施設の効率的、効果的な管理運営を図るものでございます。

本年7月24日から8月23日にかけて公募を行い、伊方町指定管理者選定委員会の審議を経て、株式会社悠遊社が選定され、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、施設の管理運営をゆだねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第86号、伊方在宅高齢者共同生活支援施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

発議第2号

○議長（菊池隼人） 日程第24「伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」発議第2号を議題といたします。

本件につきましては、9月4日開催の議会改革特別委員会で協議確認されておりますので、提出者の説明は、会議規則第39条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明は、これを省略いたします。

これより質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第2号、伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

発議第3号

○議長（菊池隼人） 日程第25「伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について」発議第3号を議題といたします。

本件につきましても、9月4日開催の議会改革特別委員会で協議確認されておりますので、提出者の説明は、会議規則第39条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明は、これを省略いたします。

これより質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、発議第3号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第3号、伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

発議第4号

○議長（菊池隼人） 日程第26「防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について」発議第4号を議題といたします。

本案につきましては、9月4日開催の議員全員協議会でお示しし、議員各位にご理解をいただいているものと存じます。

従いまして、提出者の説明は、会議規則第39条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明は、これを省略いたします。

これより、質疑・討論を省略して採決いたします。お諮りいたします。原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第4号、防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件・原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件・議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件・公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件・観光事業対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（菊池隼人） 日程第 27 から日程第 31 まで「各委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会運営委員長、原子力発電対策特別委員長、議会改革特別委員長、公共施設環境改善対策特別委員長及び観光事業対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち議会の運営に関する事項等について、継続調査の申し出がありました。

日程第 12 から日程第 16 までの 5 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（菊池隼人） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。閉会にあたり町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、今会期中、慎重審議をいただき、ご提案を申し上げました全議案に対して、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

会期中に、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、率直に受け止め、予算の執行等につきましては慎重を期してまいる所存でございます。

さて、私の今任期、最後の定例会の閉会となりました。

改めまして、この 4 年間、議員各位をはじめ、関係者の皆様、町民の皆様からのご理解とご協力により、ここまで無事に努めることができましたことに対して、心から感謝を申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては、今後とも町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（菊池隼人） 町長におかれましては、任期中大変お疲れ様でした。誠にありがとうございました。

これをもちまして、伊方町議会第 78 回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 11 時 28 分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員